

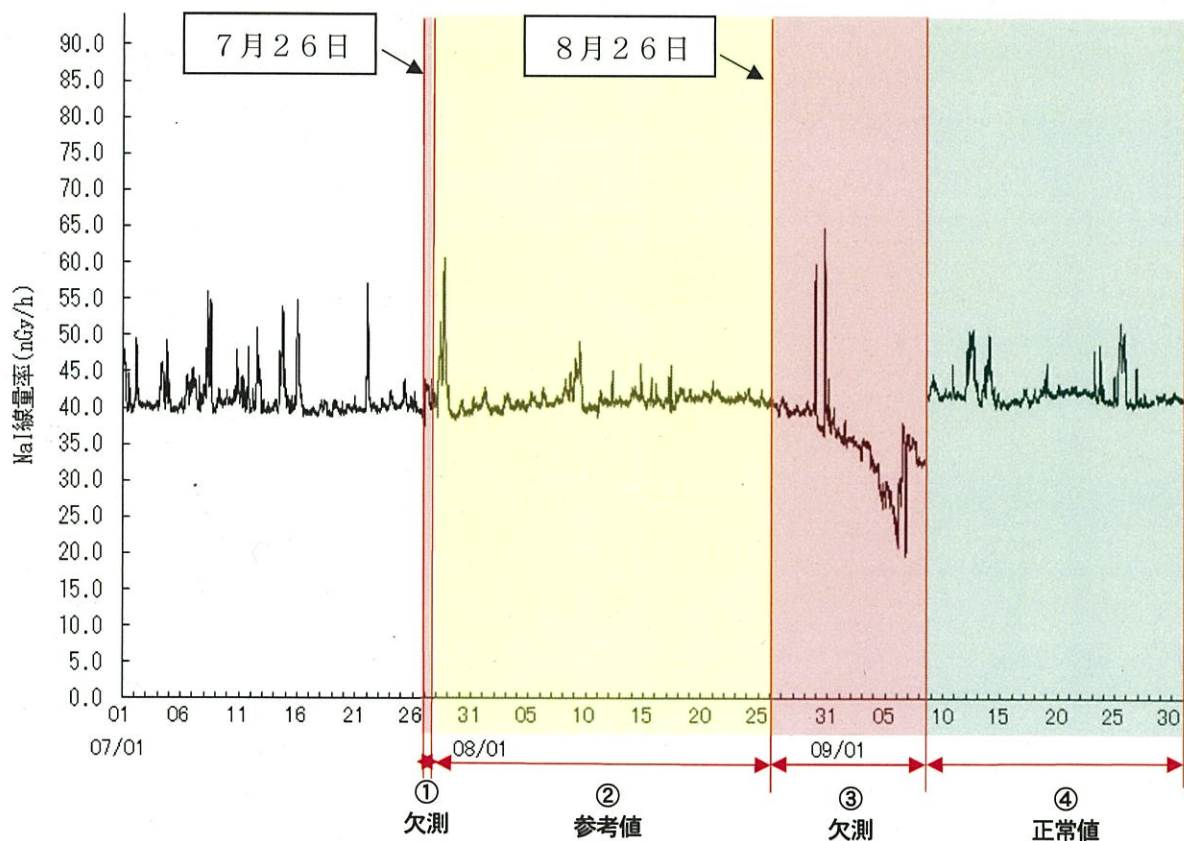
## 飯子浜局における令和2年7月末から9月上旬までの 測定値の取扱について

### 1 概要

宮城県が設置しているモニタリングステーションの飯子浜局において、令和2年7月末から9月上旬にかけてNaI(Tl)シンチレーション検出器（以下、「検出器」という。）の動作不良が認められたため、その間の測定値について欠測扱い等するもの。

### 2 不具合発生時から修繕完了までの測定値

- 令和2年7月26日に、線量率の推移に異常変動が認められた。
- 調査により、検出器の「光電子増倍管」等において異常が発生した可能性があると考えられたが、翌日には収束したことから、経過を観察していた。
- その後、8月26日に、再度、異常な変動が認められ、調査した結果、「光電子増倍管」が特性劣化したことが原因と判明し、9月8日に検出器を交換した後は正常なデータを取得することができた。



### 3 対応

- 上記図①及び③の区間においては、線量率の異常な変動が大きいため欠測としたほか、上記図②の区間においては明らかな異常は見当たらなかったが、①の収束1ヶ月後に再発したことから、動作不良が継続していた可能性が高いため、参考値として統計処理から除外した。
- なお、この期間中、同じ局に設置している電離箱検出器に加え、他局が正常に稼働していたこと等から、予期しない放出の監視体制は継続できていたものと考えている。
- 今後、検出器本体の修繕が必要となった場合でも、監視体制に支障が生じないようにするため、予備の検出器を準備することとした。